

第 245 期 中 間 決 算 公 告

2019年12月27日

長崎県長崎市銅座町1番11号
株式会社 十 八 銀 行
取締役頭取 森 拓 二 郎

中間貸借対照表（2019年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	213,530	預 金	2,550,941
買 入 金 銭 債 権	115	譲 渡 性 預 金	141,084
商 品 有 価 証 券	225	コ ー ル マ ネ ー	120,000
金 銭 の 信 託	10,067	売 現 先 勘 定	39,744
有 価 証 券	767,271	債券貸借取引受入担保金	90,627
貸 出 金	2,120,055	借 用 金	2,545
外 国 為 替	2,097	外 国 為 替	17
そ の 他 資 産	26,763	そ の 他 負 債	20,467
そ の 他 の 資 産	26,763	未 払 法 人 税 等	235
有 形 固 定 資 産	25,899	リ ー ス 債 務	985
無 形 固 定 資 産	933	そ の 他 の 負 債	19,245
前 払 年 金 費 用	1,138	睡眠預金払戻損失引当金	496
支 払 承 諾 見 返	9,581	繰 延 税 金 負 債	8,759
貸 倒 引 当 金	△16,562	再評価に係る繰延税金負債	4,061
		支 払 承 諾	9,581
		負 債 の 部 合 計	2,988,329
		(純資産の部)	
		資 本 金	24,404
		資 本 剰 余 金	19,914
		資 本 準 備 金	19,914
		利 益 剰 余 金	86,911
		利 益 準 備 金	7,531
		そ の 他 利 益 剰 余 金	79,379
		別 途 積 立 金	50,000
		固定資産圧縮積立金	155
		土 地 特 別 積 立 金	105
		繰 越 利 益 剰 余 金	29,119
		株 主 資 本 合 計	131,230
		その他の有価証券評価差額金	33,122
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△20
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,455
		評価・換算差額等合計	41,557
		純 資 産 の 部 合 計	172,787
資 産 の 部 合 計	3,161,117	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,161,117

中間損益計算書

(2019年4月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		17,032
資 金 運 用 収 益	13,588	
(うち貸出金利息)	(8,532)	
(うち有価証券利息配当金)	(4,955)	
役 務 取 引 等 収 益	2,970	
そ の 他 業 務 収 益	40	
そ の 他 経 常 収 益	433	
経 常 費 用		16,192
資 金 調 達 費 用	975	
(うち預金利息)	(101)	
役 務 取 引 等 費 用	2,039	
そ の 他 業 務 費 用	5	
営 業 経 費	10,975	
そ の 他 経 常 費 用	2,197	
経 常 利 益		840
特 別 利 益		1
固 定 資 産 処 分 益	1	
特 別 損 失		7,161
固 定 資 産 処 分 損	208	
減 損 損 失	6,952	
税 引 前 中 間 純 損 失		6,320
法人税、住民税及び事業税	202	
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,137	
法 人 税 等 合 計		△ 1,935
中 間 純 損 失		4,385

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物については、定額法、その他の有形固定資産は、定率法を採用し、それぞれ年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行は、建物の減価償却方法について、定率法によっておりましたが、当中間会計期間より定額法を用いることに変更しました。

当行は、2019年4月にふくおかフィナンシャルグループと経営統合いたしました。これを契機に、建物の減価償却方法を検討した結果、使用可能期間である耐用年数にわたり均等に費用配分を行う定額法がより適切に期間損益を反映させることができると判断し、会計方針の変更を行うものであります。

この変更により、従来の方法によった場合と比べて、当中間会計期間の税引前中間純利益は419百万円減少しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額から担保評価額等を控除した純与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等

に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 4,207 百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 2002 年 7 月 29 日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

9. 連結納税制度の適用

株式会社ふくおかフィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 6,064 百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 181,706 百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 750 百万円、延滞債権額は 28,554 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 31 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 15,055 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 44,392 百万円であります。
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6,336 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	153,713 百万円
貸出金	145,849 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,216 百万円
コールマネー	120,000 百万円
売現先勘定	39,744 百万円
債券貸借取引受入担保金	90,627 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 2,100 百万円及びその他の資産 85 百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、金融商品等差入担保金 22,600 百万円及び保証金 509 百万円が含まれております。
なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替等はありません。
9. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、515,611 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 509,409 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 34,970百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,801百万円であります。
13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 10.77%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 67百万円、金銭の信託運用益 67百万円及び土地建物賃貸料 78百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 362百万円、株式等償却 1,030百万円及び統合関連費用 715百万円を含んでおります。
3. 当中間会計期間の減損損失には、次のものを含んでおります。

店舗統合（移転）にかかる減損損失

当行は、2019年10月29日に開催した取締役会において、当行の店舗40ヶ店を統合（移転）することを決議いたしました。この方針決定に伴い、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当中間会計期間において、当該不動産に係る減損損失を特別損失に計上しております。

主に長崎県内

区分	営業用
主な用途	営業用店舗
種類	土地建物

減損損失 6,369百万円（建物1,250百万円、土地5,118百万円）

これらの営業用店舗等は、2020年10月（予定）の合併後に実施予定の店舗統合（移転）の決定及び地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

当行の資産のグルーピングの方針は、管理会計上の最小区分である営業店単位で原則グルーピングを行っております。

なお、当中間会計期間の資産グループの回収可能価額は正味売却価額としており、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2019年9月30日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、全て市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。その中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式・子法人等株式	6,064
関連会社株式	—
合計	6,064

3. その他有価証券（2019年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	17,964	9,838	8,125
	債券	510,677	487,589	23,087
	国債	290,262	271,807	18,454
	地方債	62,421	60,874	1,547
	社債	157,994	154,908	3,085
	その他	184,525	165,114	19,410
	小計	713,167	662,543	50,623
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	6,117	8,130	△2,013
	債券	16,851	16,894	△43
	国債	5,218	5,260	△41
	地方債	599	600	△0
	社債	11,032	11,033	△0
	その他	21,429	22,208	△779
	小計	44,397	47,233	△2,835
合計		757,565	709,777	47,787

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	1,814
その他	1,827
合計	3,642

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、1,030百万円（うち株式1,030百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。

す。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2019 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2019 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	5,907 百万円
退職給付引当金	1,321
有価証券償却	1,290
減価償却	929
繰延ヘッジ損益	8
その他	1,462

繰延税金資産小計 10,919

評価性引当額 △4,949

繰延税金資産合計 5,969

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△14,665
固定資産圧縮積立額	△64

繰延税金負債合計 △14,729

繰延税金負債の純額 △8,759 百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 10,086 円 69 銭

1 株当たりの中間純損失金額 255 円 99 銭

第 245 期 中 間 決 算 公 告

2019年12月27日

長崎県長崎市銅座町 1 番11号
株式会社 十 八 銀 行
取締役頭取 森 拓 二 郎

中間連結貸借対照表（2019年 9 月30日現在）

		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	213,598	預 金	2,541,736
買 入 金 銭 債 権	115	譲 渡 性 預 金	141,084
商 品 有 価 証 券	225	コールマネー及び売渡手形	120,000
金 銭 の 信 託	10,067	売 現 先 勘 定	39,744
有 価 証 券	761,288	債券貸借取引受入担保金	90,627
貸 出 金	2,115,248	借 用 金	14,866
外 国 為 替	2,097	外 国 為 替	17
リース債権及びリース投資資産	16,420	そ の 他 負 債	27,943
そ の 他 資 産	38,047	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,103
有 形 固 定 資 産	26,723	睡眠預金払戻損失引当金	496
無 形 固 定 資 産	1,059	繰 延 税 金 負 債	7,148
繰 延 税 金 資 産	101	再評価に係る繰延税金負債	4,061
支 払 承 諾 見 返	9,712	支 払 承 諾	9,712
貸 倒 引 当 金	△ 18,094	負 債 の 部 合 計	2,999,544
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	24,404
		資 本 剰 余 金	24,779
		利 益 剰 余 金	88,464
		株 主 資 本 合 計	137,648
		その他有価証券評価差額金	33,123
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 20
		土 地 再 評 価 差 額 金	8,434
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,120
		その他の包括利益累計額合計	39,417
		純 資 産 の 部 合 計	177,065
資 産 の 部 合 計	3,176,609	負債及び純資産の部合計	3,176,609

中間連結損益計算書

〔 2019年4月1日 から
2019年9月30日 まで 〕

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常収益			21,637
資金運用収益		13,677	
(うち貸出金利利息)		(8,634)	
(うち有価証券利息配当金)		(4,942)	
役務取引等収益		3,088	
その他の業務収益		4,444	
その他の経常収益		428	
経常費用			20,317
資金調達費用		1,007	
(うち預金利息)		(101)	
役務取引等費用		1,724	
その他の業務費用		5	
営業経費用		15,183	
その他の経常費用		2,396	
経常利益			1,320
特別利益			1
固定資産処分益		1	
特別損失			7,163
固定資産処分損失		210	
減損損失		6,952	
税金等調整前中間純損失			5,842
法人税、住民税及び事業税			346
法人税等調整額			△ 2,091
法人税等合計			△ 1,744
中間純損失			4,097
親会社株主に帰属する中間純損失			4,097

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

十八総合リース株式会社

十八ビジネスサービス株式会社

長崎保証サービス株式会社

株式会社十八カード

十八ソフトウェア株式会社

株式会社長崎経済研究所

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は、すべて9月末日であります。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物については、主として定額法、その他の有形固定資産は、定率法を採用し、それぞれ年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

そ の 他 3年～20年

（会計上の見積りの変更と区分されることが困難な会計方針の変更）

当行及び連結される子会社は、建物の減価償却方法について、主として定率法によっておりましたが、当中間連結会計期間より主として定額法を用いることに変更しました。

当行グループは、2019 年 4 月にふくおかフィナンシャルグループと経営統合いたしました。これを契機に、建物の減価償却方法を検討した結果、使用可能期間である耐用年数にわたり均等に費用配分を行う定額法がより適切に期間損益を反映させることができると判断し、会計方針の変更を行うものであります。

この変更により、従来の方法によった場合と比べて、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は 419 百万円減少しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額から担保評価額等を控除した純与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 4,207 百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金については、貸倒実績率等に基づく処理を行っております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社については、該当事項はありません。

(9) リース取引の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準はリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 2002 年 7 月 29 日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っています。

(11) 消費税等の会計処理

当行及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(12) 連結納税制度の適用

当行及び連結される子会社は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 181,706 百万円含まれております。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 836 百万円、延滞債権額は 28,991 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 31 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 15,055 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 44,914 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日）に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6,336 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	153,713 百万円
貸出金	145,849 百万円
リース債権及びリース投資資産	2,263 百万円

担保資産に対応する債務

預金	6,216 百万円
コールマネー及び売渡手形	120,000 百万円
売現先勘定	39,744 百万円
債券貸借取引受入担保金	90,627 百万円
借用金	1,600 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 2,100 百万円及びその他資産 85 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金 22,600 百万円及び保証金 556 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替等はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約す

る契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、524,563 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が518,361 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行及び連結される一部子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 37,491 百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 2,801 百万円であります。
12. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）
10.91%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 70 百万円、金銭の信託運用益 67 百万円及び土地建物賃貸料 75 百万円を含んでおります。
2. 「営業経費」には、給料・手当 4,387 百万円及び退職給付費用 233 百万円を含んでおります。
3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 560 百万円、株式等償却 1,030 百万円及び経営統合関連費用 715 百万円を含んでおります。
4. 当中間連結会計期間の減損損失には、次のものを含んでおります。

店舗統合（移転）にかかる減損損失

当行は、2019 年 10 月 29 日に開催した取締役会において、当行の店舗 40 ヶ店を統合（移転）することを決議いたしました。この方針決定に伴い、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当中間連結会計期間において、当該不動産に係る減損損失を特別損失に計上しております。

主に長崎県内

区分	営業用
主な用途	営業用店舗
種類	土地建物

減損損失 6,369 百万円（建物 1,250 百万円、土地 5,118 百万円）

これらの営業用店舗等は、2020 年 10 月（予定）の合併後に実施予定の店舗統合（移転）の決定及び地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

当行の資産のグルーピングの方針は、管理会計上の最小区分である営業店単位で原則グルーピングを行っております。

なお、当中間連結会計期間の資産グループの回収可能価額は正味売却価額としており、主として不動産

鑑定評価基準等に基づき算定しております。

5. 当中間連結会計期間における中間包括利益は10,610百万円であります。

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	213,598	213,598	—
(2) 買入金銭債権 (※1)	115	115	—
(3) 有価証券 その他有価証券	757,572	757,572	—
(4) 貸出金 貸倒引当金 (※1)	2,115,248 △16,815		
	2,098,433	2,122,051	23,617
資産計	3,069,719	3,093,337	23,617
(1) 預金	2,541,736	2,541,868	132
(2) 譲渡性預金	141,084	141,084	—
(3) コールマネー及び売渡手形	120,000	120,000	—
(4) 売現先勘定	39,744	39,744	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	90,627	90,627	—
(6) 借入金	14,866	14,898	32
負債計	2,948,059	2,948,224	164
デリバティブ取引 (※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(106)	(106)	—
デリバティブ取引計	(105)	(105)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び約定期間が短期間（1年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、満期のあるものについては、取引金融機関から提示された価格によっております。但し、取引金融機関から提示された価格が取得できないものについては、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せた利率で割り引いた現在価値を算定しております。また満期のな

いものについては、信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を金利スワップのレートに債務者区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップレートに債務者区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、金利スワップのレートで割引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、割引現在価値により算定した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	1,887
② 非上場外国証券(※1)	0
③ 投資事業有限責任組合等(※3)	1,827
合 計	3,715

(※1) 非上場株式及び非上場外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(※3) 投資事業有限責任組合等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. 其他有価証券(2019年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,971	9,840	8,131
	債券	510,677	487,589	23,087
	国債	290,262	271,807	18,454
	地方債	62,421	60,874	1,547
	社債	157,994	154,908	3,085
	その他	184,525	165,114	19,410
	小計	713,175	662,545	50,629
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,117	8,130	△2,013
	債券	16,851	16,894	△43
	国債	5,218	5,260	△41
	地方債	599	600	△0
	社債	11,032	11,033	△0
	その他	21,429	22,208	△779
	小計	44,397	47,233	△2,835
合計		757,572	709,778	47,793

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,030百万円(うち株式1,030百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2019年9月30日現在)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総資産に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	10,336円43銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純損失金額	239円20銭